

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■目次■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

★保険の基礎知識～「健保改正と民間医療保険」その2～

★年金トピックス～以下と未満 ～



京都にも木枯らし1号が。京都にも寒い冬の到来です。でも、京都に冬を告げる鴨川のゆりかもめ、今年はまだ見かけません。やっぱり暖冬でしょうか？今回は、病気になると出て行くお金のお話です。

★保険の基礎知識～「健保と民間医療保険」その2～

前回、会社員が病気になった場合の収入についてお話しましたが、今回は出て行くお金の的を絞ってみました。

1. 入院でかかる医療費は？
入院の場合の出費は、病気の重篤度、入院した病院等により、入院時の負担額に差が出ます。
しかし、生命保険会社のアンケートによると、特殊な治療を必要としない疾病の場合は、一ヶ月あたり約15万円の出費と考えるのが妥当だそうです。

2. でも医療費は高額なら払い戻しがあるのでは？
健保にも国民健保にも「高額療養費」の制度があります。
この制度は、一ヵ月ごとの医療費が高額となった場合、一定額(自己負担額)を超えた場合、払い戻されるというのですが、平成18年10月からこの自己負担額の上限が引上げられました。
つまりこれまでより自己負担額が大きくなったという訳です。
以下に例を挙げますね。
一般の方(年齢70歳未満、月収53万円未満)の場合
医療費が100万円、一部負担金が30万円だとします。
 $80,100円 + (100万円 - 26万7千円) \times 0.01 = 8万7千430円$
 $30万円 - 8万7千430円 = 212,570円$ が申請により払い戻されることとなります。
しかし、この高額療養費、申請から払い戻しまでに時間がかかります。
入院費を考える時に、この期間も考慮して現金の準備が必要です。

3. 医療費以外に考えなくてはならない出費

- ・食費
入院中、病院で食事の支給も受けますよね。一般の方の場合、一食あたり260円の自己負担額が必要になります。
1日3食、30日の入院とすると、23,400円が必要です。
この部分は高額療養費には含まれないのです。
- ・個室や差額ベッド代
個室を希望した場合等は、自己負担になりますし、これも高額療養費に含めることは出来ません。
- ・諸雑費
病院への支払いのほか、病室へのTV、冷蔵庫のリース、家族の見舞い・付き添い等で病院と自宅を往復するための交通費、寝巻き等の衣料費、場合によっては付き添いの専門家やベビーシッター等を依頼するための費用も必要です。

以上のような出費が考えられます。

西尾からの第2回目のアドバイスその1

ご自身の家庭環境、健康状態を考慮してリスクヘッジとしての民間医療保険をお考えになるのはとてもいいことです。

しかし、健保、民間医療保険、に加えて **いざという時のためにすぐ引き出せる預貯金**これが不可欠と西尾は考えます。

特に傷病手当金の制度がない国民健康保険に加入なさっている自営業の方の場合、いざという時のための補填を真剣にお考えください。

それと忘れてならないことがもうひとつ、会社員の方の場合、病氣中で会社から給与が支払われておらず、傷病手当金の場合でも、厚生年金および健康保険料は徴収されます。会社が一時立て替えてくれる場合もありますが、この点も覚えておいてください。

西尾からの第2回目のアドバイスその2

入院等で医療費を支払った時は、忘れずに確定申告をしてください。

申告により、医療費控除を受けることができます。

病院からの領収書は、申告時まで大切に保管してください。

・控除対象とならないもの

寝巻き等身の回り品の購入、個室、差額ベッド代、医師等への謝礼

・控除対象となるもの

医療費等に加え、付き添い等の専門家を依頼した場合の費用

前回は記しましたが、健康保険法改正の詳細は、

<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1004.html>

を参考になさってください。

★年金トピックス～以下と未満～

今回は、年金に登場する基本的な用語のお話です。

「以下」「以上」

は、基準となる数値を含む場合に使います。

例：1000円以上、1000円以下→1000円も含まれます。

「未満」「超える」

は、基準となる数値を含みません。

例：1000円未満→999円まで 1000円を超える→1001円からのこと

「以前」「以後」

基準となる日又は時を含みます。

例：11月15日以前・以後→11月15日を含みます。

「前」「後」

例：11月15日前→11月14日まで 11月15日後→11月16日から

この違いを覚えておくと便利ですよ！

~~~~~編集後記~~~~~

次回は12月。

月日のたつのは早いものですね。

このメルマガについての皆様のご意見、ご感想をお待ちしています。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
